

障害保健福祉サービスが いっそう充実されます



平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行されます。
これにより、障害保健福祉サービスが段階的に変わって
いきます。

障害者自立支援法とは

障害のある方が地域で暮らせる社会
ならびに、自立と共生の社会実現を
目指します。具体的に、次の目標を掲げ
ています。

- 3 障害（身体・知的・精神）ごとに異なっていた福祉サービスの一元化
- 障害のある方がもっと働ける社会を
目指し、就労支援を強化
- 地域の社会資源を活用できるよう規
制を緩和
- サービス利用を公平にするため、手
続きや基準を透明化・明確化
- 費用をみんなで負担し、支え合う仕
組みを強化

新たなサービスの全体像

この法律による総合的な自立支援シ
ステムの全体像は、図1のように「自
立支援給付」と「地域生活支援事業」
で構成されます。

福祉サービスの体系

現在は、身体障害・知的障害・精神
障害の方に対して、居宅サービスと施
設サービス（精神は一部）が提供され
ています。平成18年10月（一部は平成
18年4月）からは、3障害に分かれて
いたサービス体系が一元化され、「介
護給付」と「訓練等給付」に区分され
るようになります。また、一部のサー
ビスは「地域生活支援事業」に移行す
るものもあります。詳しくは、図2の
ような区分となります。

介護給付・施設訓練等給付の 利用者負担

サービスの利用料と所得に着目し、
原則として、かかったサービス料の1
割を負担していただきます。ただし、
所得に応じてある一定金額以上の負担
を求めない「月額負担上限額」の設定
もあります。

また、施設を利用するときにかかる
「光熱水費」や「食費」は、実費負担
になります。ただし、低所得の方など
が一定の要件を満たした場合は、負担
額を軽減する仕組みもあります。

介護給付・施設訓練等給付の 支給決定までの流れ

それぞれのサービスを利用するため
には、支給決定を受ける必要があります。
そのため、まずは福祉課（田原
福祉センター）に相談・申請をして
ください。

申請をすると、田原市がサービスの
必要性を総合的に判定し、最終的に支
給を決定します。（図3）

自立支援医療

現在の「精神通院医療」「更生医療」
「育成医療」が、平成18年4月から「自
立支援医療」に変わり、対象となる方
の医療費の自己負担が、原則として1
割となります。

ただし、低所得の世帯や、一定の負
担能力があっても継続的に相当額の医
療費を負担しなければならない方（高

額治療継続者）には、「月額負担上限額」
が設定されます。

補装具

現在は現物支給になっていますが、
平成18年10月からは、補装具費（購入
費・修理費）が支給されるようになります。
なお、自己負担は原則1割とな
りますが、所得に応じてある一定金額
以上の負担を求めない「月額負担上限
額」も設定されます。

地域生活支援事業

自立支援給付以外に、地域の実情
に合わせて、障害者の地域生活を支え
るさまざまなサービスが提供されるよ
うになります。例えば、障害者や家族
の相談に応じる「相談支援事業」、創
造的な活動や生産活動、社会との交流
促進など、多様な活動の場を提供する
「地域活動支援センター」、手話通訳な
どを派遣する「コミュニケーション支
援」、日常生活の利便を図る用具を給
付したり、貸与したりする「日常生活
用具の給付・貸与事業」、外出時の円
滑な移動を支援する「移動支援」など
があります。

お問い合わせ・ご相談

詳しくは、福祉課（田原福祉センタ
ー）までお尋ねください。

23局3512 FAX 23局3545